

食用植物油脂に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 食用植物油脂の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年8月

消費者庁食品表示課

1 食用植物油脂の個別ルール

未検討の品目

●：ルールあり、－：ルールなし

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
食用植物油脂	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	－	●	●	－	－	●
農産物漬物	●	●	●	－	－	－	－	－	●
トマト加工品	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ウスターソース類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目

●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×		△	△	検討	
	豆乳類	●	●	×	×	●	△	●	×	
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	●	×	×	検討	
	風味調味料	△	検討	×			×	×	×	
	しょうゆ	●	●	×		●			△	
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×		×	×	×	
	乾めん類	●	●	×	×		△	△	●	
第11回	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	
	煮干魚類	●	●	×					×	
	食酢	●	●		×	×	△	△	△	

<参考> 令和6年度個別分科会にて一度検討済みの品目の個別ルール

●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
第1回	調理冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－
第2回	チルドハンバーグステーキ	－	－	－	－	－	－	－	－
	チルドミートボール	－	－	－	－	－	－	－	－
第3回	みそ	●	●	－	－	●	－	－	●
	炭酸飲料	－	－	－	－	－	－	－	－
第4回	即席めん	－	－	－	－	－	－	－	－
	マカロニ類	●	●	－	－	●	－	－	－
第5回	ジャム類	●	●	－	－	－	●	－	●
	うに加工品	●	●	－	－	●	●	－	－
	うにあえもの	－	－	－	－	－	－	－	－
	乾燥わかめ	●	●	●	－	●	－	－	●
第6回	塩蔵わかめ	●	●	●	－	●	●	●	●
	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	－	－	－	●	●	－
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	－	－	－	●	●	－
第7回	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	－	－	－	－	●	－	－
	レトルトパウチ食品	●	－	－	－	●	－	－	●
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	－	－	●	－	－	－
	パン類	●	●	－	－	－	－	－	－
	マーガリン類	●	●	－	－	●	●	●	－

↑ここまで令和6年3月28日に基準改正済み↑

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
食用植物油脂	食用植物油脂	食用サフラワー油、食用ぶどう油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用小麦はい芽油、食用とうもろこし油、食用綿実油、食用ごま油、食用なたね油、食用こめ油、食用落花生油、食用オリーブ油、食用パーム油、食用パームオレイン、食用調合油及び香味食用油をいう。
	食用サフラワー油	サフラワーの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ぶどう油	ぶどうの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用大豆油	大豆から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ひまわり油	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用小麦はい芽油	小麦のはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用とうもろこし油	とうもろこしのはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用綿実油	綿の種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ごま油	ごまから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
食用植物 油脂	食用なたね油	あぶらな又はからしなの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用こめ油	こめぬかから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用落花生油	落花生から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用オリーブ油	オリーブの果肉から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用パーム油	パームの果肉から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用パームオレイン	パームの果肉から採取した油に溶剤等を加え、又は加えないで冷却した後、これを滴下式、ろ過式又は遠心式による分離操作を行って分離し、かつ、食用に適するように処理したもののうち、よう素価が56以上であるものをいう。
	食用調合油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂（香味食用油を除く。）のうちいずれか2以上の油を調合したものをいう。
	香味食用油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂に香味原料（香辛料、香料又は調味料）等を加えたものであって、調理の際に当該香味原料の香味を付与するものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
食用植物油脂	名称	<p>食用サフラワー油にあつては「食用サフラワー油」と、食用ぶどう油にあつては「食用ぶどう油」と、食用大豆油にあつては「食用大豆油」と、食用ひまわり油にあつては「食用ひまわり油」と、食用小麦はい芽油にあつては「食用小麦はい芽油」と、食用とうもろこし油にあつては「食用とうもろこし油」と、食用綿実油にあつては「食用綿実油」と、食用ごま油にあつては「食用ごま油」と、食用なたね油にあつては「食用なたね油」と、食用こめ油にあつては「食用こめ油」と、食用落花生油にあつては「食用落花生油」と、食用オリーブ油にあつては「食用オリーブ油」と、食用パーム油にあつては「食用パーム油」と、食用パームオレインにあつては「食用パームオレイン」と、食用調合油にあつては「食用調合油」と、香味食用油にあつては「香味食用油」と表示する。ただし、香味食用油にあつては「ラー油」等と表示することができる。</p>
	原材料名	<p>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 原料食用油脂は、「食用サフラワー油」、「食用ぶどう油」、「食用大豆油」、「食用ひまわり油」、「食用小麦はい芽油」、「食用とうもろこし油」、「食用綿実油」、「食用ごま油」、「食用なたね油」、「食用こめ油」、「食用落花生油」、「食用オリーブ油」、「食用パーム油」、「食用パームオレイン」等と表示することとし、食用調合油及び香味食用油にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレイック種の種子から採取したものにあつては「ハイリノール」と、ハイオレイック種の種子から採取したものにあつては「ハイオレイック」と、これらを併用する場合にあつては「ハイリノール、ハイオレイック」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、原料食用油脂の名称の文字の次に、括弧を付して表示することができる。</p> <p>二 原料食用油脂以外の原材料は、「しょうが」、「しょうゆ」、「ポークエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、しょうがその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p>

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

	食品	名称
食用植物 油脂	食用サフラワー油	食用サフラワー油
	食用ぶどう油	食用ぶどう油
	食用大豆油	食用大豆油
	食用ひまわり油	食用ひまわり油
	食用小麦はい芽油	食用小麦はい芽油
	食用とうもろこし油	食用とうもろこし油
	食用綿実油	食用綿実油
	食用ごま油	食用ごま油

	食品	名称
食用植物 油脂	食用なたね油	食用なたね油
	食用こめ油	食用こめ油
	食用落花生油	食用落花生油
	食用オリーブ油	食用オリーブ油
	食用パーム油	食用パーム油
	食用パームオレイン	食用パームオレイン
	食用調合油	食用調合油
	香味食用油	香味食用油

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
食用植物油脂	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="409 359 2152 869">1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）に規定する精製サフラワー油、サフラワーサラダ油、精製ぶどう油、ぶどうサラダ油、精製大豆油、大豆サラダ油、精製ひまわり油、ひまわりサラダ油、精製とうもろこし油、とうもろこしサラダ油、精製綿実油、綿実サラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製こめ油、こめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。 <li data-bbox="409 930 1285 975">2 「精製」その他等級を示す用語と紛らわしい用語 <li data-bbox="409 1035 2152 1339">3 原料食用油脂の一部の油脂名を特に表示する用語。ただし、当該原料食用油脂の含有率が30%以上60%未満のものであって当該原料食用油脂を含む旨の用語を付した商品名を表示してあるもの又は当該原料食用油脂の含有率が60%以上のものであって当該原料食用油脂の油脂名に「調合」の文字を冠した商品名を表示してあるもので、当該原料食用油脂の含有率を容器包装の主要部分（商品名、絵その他の表示からみて容器の表示の中央部分と認められる部分を中心とした同一視野の部分をいう。）に表示してあるものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部改正	個別油種の定義を削除し、「食用植物油」として統一した定義を規定する改正を希望。個別油種以外の「食用調合油」と「香味食用油」は現状維持を希望。
別表4 個別ルール（名称）	一部改正	統一して「食用」の文字を冠して、一般的な食用植物油の名称を表示する改正を希望。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	横断的ルールに統一とし、廃止。
別表5 名称規制	廃止	定義に合わせ、個別油種ごとの名称規制は廃止。
別表22 表示禁止事項	一部廃止	第1項は、横断的ルールで対応可能であるため廃止。 第2項は、JAS格付け品以外の食用植物油にも適用させるため現状維持を希望。 第3項は、油種の誤認防止と油脂の含有割合に関する適切な情報提供の観点から現状維持を希望。